

計量法関係法令の解釈運用等について

平成30年4月

経済産業省
計量行政室

A 定義関係について

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。）について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

(3) 「計量証明」とは

法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することである。

「公に」とは、公的機関自らが行い、又は公的機関に対することを意味する。

「業務上他人に」とは、他人（計量証明を行う者以外の者）から証明行為についての依頼を受け、当該証明行為を業として行うことを意味する。

また、計量法上、登録を要する計量証明事業者は、法第107条に規定する事業区分において上記の計量証明を事業として（反復継続して）行う者である。

(4) 取引における計量の解釈

① 法第2条第2項に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれないものとする。

ただし、「特定物象量が表記された特定商品」を製造する工程における特定物象量の表記のための計量は、取引における計量に該当するものとする。

② 計量した物に計量の結果を表示する場合であってその物が取引の対象となり表示した計量の結果が契約の要件となるときは、その表示をするための計量は含まれるものとする。

2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について

・学校等における体重計について

学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等の体重測定に使用される非自動はかりであって、その計量値が健康診断票等に表示され通知、報告等されるものについては、証明における計量に該当する。

・小包郵便物及び一般運送事業者等の宅配便物の取次業者による取次店における料金特定のための計量は、取引における計量に該当する。

・検察庁における実地検証のための計量は、証明における計量に該当する。

・集合住宅における水道メーター等について

水道メーター、温水メーター、ガスメーター、微流量燃料油メーター、積算熱量計、電気計器による取引又は証明における計量には、建物の賃貸借契約に付随して賃貸人と賃借人との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。また、

分譲マンション等の管理組合や管理会社と区分所有者又は入居者との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。

したがって、貸ビル、アパート、分譲マンション等その集合住宅において一括して水道、温水、灯油、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に使用されている計量器に該当する。

3 法第2条第4項の政令で定める特定計量器について

(1) タクシーメーター

タクシーメーターとは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「道運法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が用いる事業用自動車に取り付けられる回転尺であって、道運法第9条の3に基づいて認可を受けた運賃及び料金（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条の4に基づき届け出た運賃を含む。）を収受するために使用するものをいう。

(2) 非自動はかり

施行令第2条第2号イの非自動はかりとは、物体の質量をその物体に作用する重力を利用して計る計量器であって、計量値を得るまでの過程において、静止状態において計量を行うものをいう。

(3) 温度計

施行令第2条第3号ロ中の体温とは、人体の温度をいう。

(4) 水道メーター

水道メーターには、上水道、工業用水道又は農業用水道のほか、井戸水（温泉水を除く。）、下水再生水及び雨水利用水の揚水施設等における計量に使用されるものも含まれる。

(5) 温水メーター

温泉水を計量するための工夫を施してあるいわゆる温泉水メーターは温水メーターには含まれない。

(6) ガスメーター

ガスメーターに係るガスとは、燃料として使用される気体であって、石炭ガス、コークスガス、油ガス、ナフサガス、天然ガス、石油ガス、オフガス又はこれらの混合ガス（空気で希釈されるものを含む。）をいう。

(7) アネロイド型圧力計

施行令第2条第8号イ中の圧力とは、絶対圧力をいう。

また「計ることができる圧力」とは、実際に計ることができる最小圧力と最大圧力の差ではなく、表示機構の目盛が絶対圧における0.1MPa以上200.2MPa以下の範囲を指す。

(8) アネロイド型血圧計

動物向けであることが刻印されているもの、人間向けに転用ができない等明らかに人間向けに使用する可能性がない獣医用血圧計は特定計量器から除く。

4 法第2条第5項に規定する「改造」及び「修理」について

「改造」とは、既存の壊れていない計量器又は壊れている計量器について、それを元どおりの構造に回復させるのではなく、新たな構造を付加し、又はその構造の一部を除